

〔横浜市立共進中学校 携帯電話・スマートフォン取り扱いルール〕

平成30年4月5日

横浜市立共進中学校

校長 山村 淳一

P T A会長 小川 和成

小・中学校生の携帯電話・スマートフォン利用では、ケータイ依存・ネットいじめ・犯罪被害・犯罪加害などの問題が生じ、大変弊害が大きいとため、携帯電話・スマートフォンの利用自体を避けることが望ましいところです。

しかし、特別の事情により、家庭の判断（責任）で児童生徒に携帯電話・スマートフォンを持たせざるを得ない場合は、学校とP T Aが協議して定めた、次の「学校で守るべきこと」、「家庭で責任を持つべきこと」を遵守し、携帯電話・スマートフォンの弊害から子どもを守ってください。

「学校で守るべきこと」

- 1 携帯電話・スマートフォンは、学校には持ち込まないこと。
- 2 特別の事情があつて、一時的に児童生徒が学校に携帯電話・スマートフォンを持ち込むときは、事前に学校長の了解を得ること。
- 3 2により携帯電話・スマートフォンを学校に持ち込む場合も、学校内での使用は禁止とし、下校時まで学校に預けること。登下校においては、許可された理由以外では使用しないこと。

「家庭で責任をもつべきこと」

- 4 家庭の判断（責任）で携帯電話・スマートフォンを持たせる場合は、児童生徒の発達段階に応じて通話機能のみとし、無料通話アプリやインターネット利用をさせないなど、家庭で厳格なルール（サイトへのアクセスやメール利用について）を設けること。
- 5 インターネットを利用する場合、児童生徒の使用する携帯電話・スマートフォンには、フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を必ず利用すること。
- 6 インターネットを利用する場合、保護者は、児童生徒の携帯電話・スマートフォンの利用状況（友人等との連絡がどのようにされているかなど）を把握すること。
- 7 携帯電話・スマートフォンに関わるトラブルの解決については本来の契約者である保護者が責任を持つこと。